

徳島県情報公開審査会答申第136号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成24年11月26日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「徳島県が受理した〇〇の一般廃棄物処理施設の設置届には二次燃焼室容積は34.2m³と記載されているが、〇〇は〇〇は再燃焼ゾーン容積を24.25m³に設計変更したが設置届の提出前で変更届の必要はなく変更については「県にはご理解いただいている。」と主張しているが矛盾がある。〇〇に云う徳島県が理解したとする根拠と理由が分かる文書（資料）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年12月10日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「業務内容報告書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成24年12月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成25年2月12日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消し、公開請求に該当する文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) ○○は、「平成16年11月19日に徳島県へ提出した○○クリーンセンターの焼却施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置届（以下「設置届」という。）に記載の二次燃焼室を実施設計で白煙防止用空気予熱器に変更した。」「変更は、設置届提出前の変更であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に定められた変更届の提出は必要なく、県にはご理解をいただいている。」と主張している。
- (2) 異議申立人が請求した公文書は、「県にはご理解をいただいている。」という○○の主張について、県が理解した根拠と理由が分かる文書であるが、本件公文書には、「県の燃焼室の考え方」が記載されているだけであり、例えば、「こういう理由で認めた。」「こういう理由で認めない。」「そのような文書は存在しない。」というような○○の主張に対する回答ではなく、文書の特定が不適切である。
- (3) 平成24年10月24日付け徳島県情報公開審査会答申第125号（以下「答申第125号」という。）において審議された「県担当者が作成した調査メモ」こそが、「県にご理解をいただいた。」発言につながる文書であり、当審査会でこのメモを見分の上、真相解明に向けて明確な判断をしていただきたい。
- (4) 「県にご理解をいただいている。」根拠について、○○は、「口頭であり文書は存在しない。」とし、県の開示文書は不適切なものである。
県は、○○が「県にご理解をいただいた。」と発言する根拠について、その根拠を明確に示す必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件処分の理由等について

- (1) 異議申立人の請求の趣旨は、○○が「○○クリーンセンターの焼却施設の燃焼室の再燃焼ゾーンの考え方の一部変更に伴い、変更届の提出の必要はなく、県にはご理解をいただいている。」と主張する根拠及び理由が分かる文書について求めるものであると考える。
- (2) 本件公文書は、平成24年10月31日に異議申立人他2名が来庁し、焼却施設の変更届の必要性等について質問がなされたことを記録した業務内容報告書であり、実施機関が考える○○の焼却施設の燃焼室の範囲を示すとともに、設置届に記載された焼却炉の燃焼室が構造基準のうち「燃焼ガスの温度が800度で2秒以上滞留すること」が可能となる容積を有することを計算式により示したものである。

- (3) 実施機関が燃焼室の再燃焼ゾーンの考え方の一部変更に伴う変更届は必要ないと判断した理由は、〇〇クリーンセンターの現地調査を行った結果、設置届に記載されたとおりの焼却炉が設置されていることを確認したためであるが、本件公文書はその判断の前提となる構造基準への適合性を示す資料であることから、変更届が必要ないとする根拠のひとつであると判断し、本件請求に対する公文書として特定したものである。
- (4) 本件公文書以外に本件請求に該当する公文書が存在しないことを異議申立人に説明したが、理解が得られなかった。
- (5) 廃棄物処理法に規定する燃焼室の構造基準の解釈、実施機関の燃焼室の考え方及び実施機関が燃焼室の再燃焼ゾーンの考え方の一部変更に伴う変更届は必要ないと判断した理由については、口頭により異議申立人に補足説明をしている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求について

本件請求は、〇〇クリーンセンターの焼却施設に関する異議申立人の「〇〇から「廃棄物処理法に規定する変更届の提出の必要はなく、県にはご理解いただいている。」と聞いている。」旨の主張に対して、県が理解したとする根拠及び理由が分かる文書の公開を求めるものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、平成24年10月31日に異議申立人他2名が実施機関を訪れ、〇〇クリーンセンターの焼却施設の変更届の必要性等について質問をした際の内容を記録した業務内容報告書であり、実施機関が考える当該施設の燃焼室の範囲や燃焼室が構造基準に定められた必要容積を満たしていることが記載されている。

また、実施機関の口頭理由説明によると、実施機関は、この事実を基に〇〇クリーンセンターの現地調査を行い、設置届に記載されたとおりの焼却炉が設置されていることが確認できたことから、変更届の提出は必要ないと判断したとのことである。よって、本件公文書には、本件請求にある実施機関が「変更届は必要ない。」と理解した理由となる内容は記載されていないものの、理解した根拠となる内容が記載されていることが認められる。

以上のことから、本件公文書は、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有する公文書であり、本件請求の対象となる公文書に該当する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件公文書について部分公開決定を行った点について

上記「2」のとおり、本件公文書は、本件請求の対象となる公文書に該当する。

したがって、本件処分において、本件公文書を対象公文書に特定し、これを公開した点についての実施機関の判断は妥当なものと認められる。

(2) 他の対象公文書の存否について

異議申立人は、「本件公文書は、県の燃焼室の考え方が記載されているだけであり、本件公文書のほかに、〇〇の主張に対する回答文書が存在するはずである。」旨主張する。

それに対して、実施機関は、「本件公文書以外に本件請求の対象となる公文書は存在しない。」旨主張していることから、以下、他の対象公文書の存否について検討を行う。

ア 本件請求に関するこれまでの経緯について

実施機関の口頭理由説明によると、設置届の提出から本件請求までの間において、実施機関が、「〇〇クリーンセンターの焼却施設の変更届は必要ない。」と判断したことに関する調査・協議等の経緯については、以下のとおりである。

(ア) 平成16年11月19日、〇〇が、実施機関に設置届を提出。

(イ) 平成22年9月27日、異議申立人が、実施機関に「ゴミ処理施設の機能に関する質問書」を提出。平成23年7月8日、実施機関が、異議申立人に質問書について回答。

(ウ) 平成23年8月2日、異議申立人が、実施機関に提出した「〇〇クリーンセンターに関する調査申出書」を受け、平成23年8月31日と同年10月12日の両日、実施機関が、〇〇クリーンセンターにおいて聞き取り調査を実施。平成23年10月12日の調査において、実施機関は、設置届に記載されたとおりの焼却炉が設置されていることを確認。

(エ) 平成23年12月5日と平成24年1月25日の両日、実施機関が、異議申立人に「〇〇クリーンセンターに関する調査結果及び申し入れ事項」について説明。

(オ) 平成24年10月31日、異議申立人他2名が来庁し、当該焼却施設の変更届の必要性等について質問。実施機関が、本件公文書である業務報告書を作成。

イ 上記アにおける実施機関の処分の妥当性について

当審査会は、口頭理由説明において実施機関から聴取した内容を踏まえ、上記アの(ア)から(エ)において実施機関が行った処理について、審査会として次のとおり判断する。

(ア) ア(ア)について

実施機関の説明によると、行政手続の一環として設置届を受理したもので、

〇〇との特別なやりとりは行われていないとのことであり、業務報告書等の文書は作成していないという実施機関の説明は是認できる。

(イ) ア(イ)について

実施機関の説明によると、県民からは様々な問い合わせがあり、その全てについて文書化はしておらず、県民から提出された公開質問状等に対しても、必ずしも文書回答を行う義務はないものと考えており、本件については、口頭により異議申立人に説明し、また、説明を行った時点では、特に公文書として残す必要がないものと判断したとのことであり、回答書や業務報告書等の文書は作成していないという実施機関の説明は、不合理とまではいえない。

(ウ) ア(ウ)について

実施機関の説明によると、聞き取り調査の結果、〇〇に廃棄物処理法に基づく技術的援助として助言を行っているが、規則で定められていることについての一般的、客観的な助言であったため、特に公文書として残す必要は無いであろうと判断し、口頭で申し入れを行ったとのことであり、〇〇への指示文書及び〇〇からの回答文書は作成及び取得していないという実施機関の説明は是認できる。

また、調査に関する業務報告書については、当然かつ基本的な申し入れ事項であったため、出張した職員から上司への復命を口頭により行い、公文書は作成していないという実施機関の説明は、不合理とまではいえない。

なお、この点については、答申第125号において、同様の判断をしている。

(エ) ア(エ)について

(イ)と同じ。

以上のことから、本件公文書のほかに、本件請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、保有していないという実施機関の説明は、何れも不合理とまではいえない。

- (3) 以上のことから、本件公文書を本件請求に係る唯一の公文書であると判断した本件処分は妥当であったと判断する。

4 異議申立人のその他の主張について

その他、異議申立人は、「〇〇クリーンセンターの焼却施設は、廃棄物処理法に規定する構造基準に適合しない。」「燃焼室の変更は、廃棄物処理法に規定する変更届の提出が必要である。」旨等を主張するが、当審査会は、実施機関が行った公開等の決定につき、その妥当性を審議する機関であり、当該事項について判断する立場にない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成25年 2月12日	諮問
3月18日	実施機関からの理由説明書を受理
4月26日	異議申立人からの意見書を受理
平成25年 6月24日	審議（第112回審査会）
7月25日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第113回審査会）
10月15日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第114回審査会）
11月21日	審議（第115回審査会）
12月26日	審議（第116回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士，税理士	平成25年7月31日退任
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学	平成25年7月31日退任

	人間生活学部教授	
益田 歩美	弁護士	平成25年8月1日就任
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	会長
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	平成25年8月1日就任

(五十音順)